

市有財産（土地）入札公告

市有財産を一般競争入札により売却するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年2月6日

深川市長 山下 貴 史

1. 入札に付する物件

深川市納内町字納内3924番11

（物件の詳細は、別紙のとおり）

2. 入札参加資格

次のいずれかに該当する個人及び法人の事業者は、この入札に参加できない。

(1) 政令第167条の4第1項に該当する者

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 政令第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していない者

(3) 深川市に納税義務のある場合で、市税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをするなど経営状態が著しく不健全な者

3. 入札の参加方法

(1) 申込方法

入札参加希望者は、深川市役所企画財政課財政係に直接又は電話で申し込みすること。

(2) 申込期限

平成31年2月6日（水）から平成31年3月6日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出書類

入札参加希望者が、深川市に納税義務のある場合は、次の書類を申込期限までに提出すること。

ア 納税状況調査の承諾書

(4) 提出場所

深川市2条17番17号 深川市役所企画財政課財政係

(5) 提出方法

持参または郵送とし、ファクシミリによるものは受け付けない。

(6) その他

ア 提出書類は、返却しません。

イ 提出書類は、無断で他に使用しません。

4. 契約条項を示す場所

〒074-8650 深川市2条17番17号

深川市役所企画財政課財政係 電話：0164-26-2622

5. 入札参加資格の取消し

入札参加希望者が2のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消す。

6. 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

7. 落札者の決定

開札の結果、深川市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

8. 入札執行日時及び場所

(1) 日時 平成31年3月18日(月)午後2時(受付は、午後1時30分からとする。)

(2) 場所 深川市役所 3階大会議室

9. 入札保証金

入札金額の100分の5以上を入札当日、受付の際に現金で納付すること。

10. 契約不履行

落札者が落札決定の日から8日以内に契約を結ばない場合には、9の入札保証金は深川市に帰属する。

11. 契約保証金

契約と同時に落札金額の100分の10以上を納付すること。なお、9の入札保証金を契約保証金に充当することができる。

12. 物件の引き渡し

平成31年4月以降、深川市からの請求により代金収納後、即時引き渡しとする。

13. その他留意事項

(1) 手続き等の詳細については、市有物件売却・入札心得、承諾書、入札書、封筒記載例を参照すること。

(2) 本件土地は、現状有姿での引渡しとする。現地及び周辺環境の状況は、参加希望者自身で確認すること。

(3) 売買物件の所有権移転登記は、物件の引き渡し後とする。

その他、不明な点については、深川市役所企画財政課財政係(0164-26-2622)に問合せしてください。

別表

入札に付する物件

地番	住居表示	地目等	面積 (㎡)	最低売却 価格 (円)	備考
深川市納内町字納内3924番11	納内町2丁目15	雑種地	5750.00	1,640,000	一筆で売却

参考事項

1. 物件

土地の用地境界測量は未完了です。契約締結後に市で境界杭を設置します。